

和歌山県意思疎通支援事業実施要綱

平成26年4月1日 制定
平成29年4月1日 改正
令和2年4月1日 改正
令和3年4月1日 改正
令和6年4月1日 改正

(目的)

第1 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第22条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第78条第1項の規定に基づき、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等（以下「聴覚障害者等」という。）とその他の者との意思疎通を支援するために、特に専門性の高い意思疎通支援（同法第77条第1項第6号に規定する意思疎通支援をいう。以下同じ。）を行う者を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、意思疎通支援者とは、手話通訳又は要約筆記を通して意思疎通支援を行う者をいう。

(実施主体)

第3 本事業の実施主体は和歌山県（以下「県」という。）とする。

(事業の内容)

第4 和歌山県が行う意思疎通支援事業（以下「事業」という。）は、次の各号とする。

- (1) 意思疎通支援者を派遣する業務のうち、広域にわたる複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演、講義等や専門性の高い意思疎通支援を必要とする分野などで当該市町村では派遣できない合理的な理由がある場合につき意思疎通支援者を派遣する業務
- (2) 市町村が行う意思疎通支援者を派遣する事業の実施に係る市町村相互間の連絡調整等広域的な対応を行う業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の実施に必要と認められる業務

2 前項(1)の業務のうち意思疎通支援者の派遣に係る事務については和歌山県聴覚障害者情報センター指定管理者（以下「指定管理者」という。）に委託して実施する。

(意思疎通支援者の登録)

第5 県は、この事業において派遣する意思疎通支援者として、次の各号のいずれかに該当し、かつ、指定管理者が管理運営する和歌山県聴覚障害者情報センター（以下「センター」という。）に登録する者のうちから、センターの所長（以下「センター長」という。）が推薦する者を登録するものとする。

- (1) 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年厚生労働省令第96号）に基づく手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の合格者
- (2) 手話通訳者全国統一試験の合格者
- (3) 全国統一要約筆記者認定試験の認定者

(4) 前号の認定者と同等の技能を有するものとセンター長が認めた要約筆記奉仕員

(5) 前各号で規定するものと同等と認められる者

2 センター長は、意思疎通支援者を推薦するときは、意思疎通支援者登録推薦書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

3 知事は、前項の推薦書を受理したときは、登録の可否を審査の上、登録したときはその旨を意思疎通支援者登録通知書（様式第2号）により、センター長に通知するものとする。

4 前項の規定により意思疎通支援者として登録したときは、意思疎通支援者登録台帳（様式第3号）に記載するものとする。

（意思疎通支援者証）

第6 知事は、事業に係る意思疎通支援者に意思疎通支援者証（様式第4号）を交付するものとする。

2 意思疎通支援者証の有効期間は、5年とする。

3 意思疎通支援者は、手話通訳業務又は要約筆記業務（以下「意思疎通支援業務」という。）を行うときは、常に意思疎通支援者証を携帯し、提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

4 意思疎通支援者は、意思疎通支援者証を紛失等したときは、速やかに意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書（様式第5号）を、センター長を通じ知事に提出しなければならない。

5 意思疎通支援者は、登録事項に変更があるときは、速やかに意思疎通支援者登録事項変更届（様式第6号）を、センター長を通じ知事に提出しなければならない。

6 意思疎通支援者は、登録の取消しの決定を受けたとき又は登録を辞退したときは、センター長を通じ意思疎通支援者証を返還しなければならない。

（意思疎通支援者の責務）

第7 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を遂行するに当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 聴覚障害者等の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、信条などによって差別的な取扱いをしてはならない。

(2) 業務を通じて知り得た情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(3) 手話通訳又は要約筆記の技術、聴覚障害者等に関する知識の向上に努めなければならない。

2 前項(2)の規定は、意思疎通支援者を辞した後にも適用する。

（意思疎通支援者の取消し）

第8 知事は、意思疎通支援者が次の各号のいずれかに該当した場合には、意思疎通支援者の登録を取り消すことができる。

(1) 意思疎通支援者辞退届（様式第7号）の提出があった場合

(2) 第7条に違反した場合

(3) その他、派遣要請に応じることができないと意思疎通支援者が認めた場合

2 前項の規定による取消しは、意思疎通支援者登録取消通知書（様式第8号）によりセンター長を通じ、意思疎通支援者あて通知する。その場合にあつては、意思疎通支援者は、速や

かに意思疎通支援者証を返納しなければならない。

(派遣対象事項)

第9 県は、聴覚障害者等又は聴覚障害者等とコミュニケーションを図る必要のある者及び団体等が、円滑な意思の疎通を図る上で支障があると認められ、次の各号に掲げる場合にあって当該市町村では派遣できない合理的な理由がある場合に、予算の範囲内で意思疎通支援者を派遣する。

(1) 県内の障害者団体等が主催又は共催する広域的な行事（県内全域から不特定多数の聴覚障害者等の参加が見込まれるものをいう。）

(2) その他県が特に必要と認める場合

(派遣対象地域)

第10 意思疎通支援者の派遣対象地域は、原則として県内とする。ただし、第9の(2)のうち、県外での意思疎通支援者の派遣を必要とし、市町村より広域的な派遣の調整を依頼された場合で市町村での対応が困難であると認められる場合は、県は、当該派遣先の都道府県等の協力により派遣を行うものとする。

(広域的な派遣の調整等)

第11 県は、県内の市町相互間の派遣が円滑に行われるよう連絡調整等に努めるものとする。

2 県は、県外での意思疎通支援者の派遣が必要な場合で、当該市町村での対応が困難と認められる場合、意思疎通支援者の派遣が円滑に行われるよう連絡調整等に努めるものとする。

3 県は、他の都道府県等から管内市町村内への派遣の依頼を受けた場合、派遣場所の所在する市町村等に対し派遣の依頼を行うものとする。

(派遣の申請)

第12 第9に掲げる事項について、意思疎通支援者の派遣を希望する者（以下「申請者」という。）は、派遣希望日の40日前までに意思疎通支援者の派遣申請を当該市町村に対し行うものとし、申請を受け付けた市町村は速やかに意思疎通支援者派遣依頼申請書（様式第9号）を県に提出するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

(派遣の決定)

第13 県は、第12の派遣申請依頼書を受理したときは、意思疎通支援者の派遣の可否を審査し、派遣を決定したときは、意思疎通支援者派遣決定通知書（様式第10号）により、当該市町村に通知するものとする。

(派遣の取り下げ)

第14 申請者は、派遣希望日に意思疎通支援者の派遣が不要となるなどの事情により、意思疎通支援者の派遣を取り下げるときは、派遣希望日の14日前までに指定管理者に連絡するとともに、意思疎通支援者派遣取り下げ願い書（様式第11号）により、当該市町村に対し速やかに提出するものとし、提出のあった市町村は速やかに県に提出するものとする。

(申請者の費用負担)

第15 意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担は、無料とする。ただし、意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は、申請者が負担しなければならない。

(意思疎通支援者の派遣及び報告)

第 16 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を行う場合、申請者その他関係者と連絡調整を行う等、適切な意思疎通支援業務の実現に努めるものとする。

2 意思疎通支援者は、前項の規定に基づく意思疎通支援業務の終了後、速やかに意思疎通支援派遣報告書（様式第 12 号）を作成し、センター長に提出しなければならない。

(報酬等)

第 17 センター長は意思疎通支援派遣報告書により、適正に意思疎通支援業務が行われたことを確認したときは、別表に定める基準により報酬及び旅費を意思疎通支援者に対し支払うものとする。

(意思疎通支援者の研修)

第 18 知事は、意思疎通支援者に対して、意思疎通支援者としての資質の向上の研鑽を深めるため必要に応じて、研修を実施する。

(委任)

第 19 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

※様式等は省略します。